

## 越前市健康づくりトレーニング事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の健康の保持及び増進に資するため、健康づくりトレーニング事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の実施方法)

第2条 事業の実施は、運動指導士等専門の資格保有者を有し、適切な事業運営を確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に、次に定める業務（以下「業務」という。）を委託する方法によるものとする。

(1) 筋力トレーニングの指導

(2) 生活習慣病の予防又は改善のための運動指導

(3) 幅広い世代を対象とした運動教室の実施

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた健康増進に関する業務

(5) 次条に定めるトレーニング施設の管理

### (実施場所)

第3条 市長は、越前市社会福祉センターのトレーニングルーム及びスタジオ（以下「トレーニング施設」という。）において、事業者による業務を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長が認めたときは、越前市社会福祉センター内のその他の場所で業務を行うことができる。

### (対象者)

第4条 事業（第2条第1号から第4号までに定める業務に係る事業に限る。）の対象者は、市内に居住している者及び市内に通学し、又は勤務する者とする。

### (業務の実施方法)

第5条 事業者は、第2条第1号から第4号までに定める業務を実施するため、トレーニング施設に運動指導士等専門の有資格者を配置し、適切なトレーニングメニューの提供、アドバイス等を行うものとする。

2 事業者は、業務の委託期間中、対象者に業務内容の周知を図り、利用者の拡大に努めるものとする。

(利用の単位)

第6条 トレーニング施設の利用の単位は、次に定めるところによる。

(1) 月単位の利用 月の初日から末日までを1単位として、利用回数の制限を設けないもの

(2) 都度利用 利用を希望する1回ごとの利用

(利用申請)

第7条 前条第1号に規定する利用の単位（以下「1号利用」という。）によりトレーニング施設を利用しようとする者（以下「月単位利用者」という。）は、越前市社会福祉センタートレーニング施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、事業者を経由して市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による利用申請があったときは、これを審査し、当該申請に係る利用を認めたときは、事業者を経由して当該月単位利用者に越前市社会福祉センタートレーニング施設利用カード（以下「利用カード」という。）を発行するものとする。

4 利用カードの様式は、市長が別に定める。

(利用の停止)

第8条 月単位利用者は、1号利用を停止するときは、市長が別に定める日までに、越前市社会福祉センタートレーニング施設利用停止届（様式第2号）を、事業者を経由して市長に提出するものとする。

2 月単位利用者は、前項の規定による利用を停止したときは、当該月単位利用者が有する利用カードを、事業者を経由して市長に返却しなければならない。

(利用時間)

第9条 トレーニング施設の利用時間は、越前市社会福祉センターの開館時間中であって市長が別に定める時間とする。

(実費徴収)

第10条 市長は、利用者からトレーニング施設の利用に際し、実費を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する実費の額は、1号利用にあつては利用1月につき5,500円を、第6条第2号に規定する利用の単位（以下「2号利用」という。）にあつては利用1回につき550円を上限とする。

3 利用者は、前2項の規定による実費を、1号利用にあつてはトレーニング施設を利用しようとする月の前月の市長が別に定める日までに、2号利用にあつては利用の都度支払うものとする。

4 市長は、納入された実費は、返還しないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（準備行為）

3 この要綱の規定による業務の委託に関する事業者の選定その他の必要な手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（越前市ヘルスアップ・ケア事業実施要綱の廃止）

4 越前市ヘルスアップ・ケア事業実施要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

様式第1号(第7条関係)

越前市社会福祉センタートレーニング施設利用申請書

年 月 日

越前市長 殿

越前市健康づくりトレーニング事業実施要項第7条第1項の規定により、次のとおり月単位の利用を申請します。また、利用上の注意を守って利用することを誓約します。

利用開始月	年 月から	利用区分	1 市内在住
フリガナ			2 市内在勤・在学
氏名			3 その他
住所	〒	生年月日	年 月 日
電話番号 (本人)	自宅・勤務先・携帯	自宅・勤務先・携帯	
緊急時 連絡先 (本人以外)	自宅・勤務先・携帯	自宅・勤務先・携帯	

【利用上の注意点】

- 1 皆様に快適にご利用いただくための各種ルールがありますので、トレーナーの指示に従って利用してください。
- 2 既往症のある方は、必ず医師とご相談のうえ、その指導に従ってください。
- 3 トレーニングウェア、室内専用運動靴、タオル等をご用意ください。
- 4 体調が悪い場合は、ご遠慮ください。
- 5 大声を出すなど、威圧的な言動や他人の迷惑となる言動は慎んでください。退館していただく場合があります。施設内掲示やトレーナーの指示に従ってご利用ください。
- 6 施設、備品等は大切に取扱ってください。施設備品を破損・紛失した場合は速やかに申し出てください。

事業者記載欄

実費徴収金(初月分)支払済み

収納日: 年 月 日

様式第2号(第8条関係)

越前市社会福祉センタートレーニング施設利用停止届

年 月 日

越前市長 殿

越前市社会福祉センタートレーニング施設の月単位の利用について、越前市健康づくりトレーニング事業実施要項第8条の規定により、次のとおり月単位利用の停止を届け出ます。

利用開始月	年 月	利用区分	1 市内在住 2 市内在勤・在学 3 その他
利用停止月	年 月		
フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	生年月日	年 月 日